

## 浜松市営住宅の既存入居者の移転に伴う取扱い要綱

### (目的)

第1条 この要綱は浜松市営住宅(以下「市営住宅」という。)の建替事業等の円滑な実施を図るため、入居者への移転料及び市営住宅の家賃等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象入居者 現に市営住宅に入居し、次条各号に定める入居者をいう。
- (2) 仮住居 次条第1号から第4号に定める対象入居者に建替事業等完了まで提供される住宅をいう。
- (3) 往路移転 対象入居者が既存市営住宅から他の住宅(仮住居を含む。)へ移転することをいう。
- (4) 再入居 次条第1号から第4号に定める対象入居者が、仮住居から建替事業等完了後の当該市営住宅に引き続き入居することをいう。
- (5) 復路移転 次条第1号から第4号に定める対象入居者が、仮住居から再入居するため移転することをいう。
- (6) 移転料 対象入居者が市営住宅の明渡しに伴う引越し等に要する経費をいう。
- (7) 使用停止住宅 市営住宅ストック総合活用計画に用途廃止又は集約建替と位置づけられた住戸で、用途廃止時期又は集約建替スケジュールが未定であり、構造的又は設備的損傷により、市長が継続的使用を困難と判断し使用停止とした住宅をいう。

### (対象入居者)

第3条 この要綱の適用を受ける者は当該各号に定める者とする。

- (1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号以下「条例」という。)に基づく建替事業に伴い除却すべき市営住宅(以下「法定建替事業対象市営住宅」という。)の入居者
- (2) 前号の規定によらず、既存の市営住宅を用途廃止し、跡地に市営住宅を建設する建替事業に伴い除却すべき市営住宅(以下「任意建替事業対象市営住宅」という。)の入居者
- (3) 前2号の規定によらず、既存の複数の市営住宅を用途廃止し、集約して市営住宅を建設する集約建替事業に伴い除却すべき市営住宅(以下「集約建替事業(用途廃止)対象市営住宅」という。)の入居者
- (4) 既設市営住宅の居住水準等の向上を図るために実施する住戸改善事業により改善される市営住宅(以下「住戸改善事業対象市営住宅」という。)の入居者
- (5) 市営住宅の用途廃止により除却すべき市営住宅(以下「用途廃止対象市営住宅」という。)の入居者

(6) 老朽化市営住宅(建設後、耐用年数の2分の1を経過した住宅)及び耐震診断の結果、耐震性が劣ると認定された市営住宅(以下「老朽化等対象市営住宅」という。)で、市長が別に定める市営住宅の入居者

(7) 使用停止住宅とされた市営住宅(以下「使用停止対象市営住宅」という。)の入居者(通知等)

第4条 市は対象入居者に対して当該各号に定める手続きにより、明渡しを請求又は依頼する。

(1) 前条第1号に該当する入居者 法定建替事業承認通知書(第1-1-1号様式)による建替計画の通知及び法定建替事業対象市営住宅明渡し請求書(第1-1-2号様式)により明渡し請求(明渡し日は請求する日の翌日から起算して3月を経過した以後の日とする。)をする。

(2) 前条第2号に該当する入居者 任意建替事業通知書(第1-2-1号様式)により通知し、任意建替事業対象市営住宅明渡し依頼書(第1-2-2号様式)により明渡しを依頼する。

(3) 前条第3号に該当する入居者 集約建替事業(用途廃止)通知書(第1-3-1号様式)により通知し、集約建替事業(用途廃止)対象市営住宅明渡し依頼書(第1-3-2号様式)により明渡しを依頼する。

(4) 前条第4号に該当する入居者 住戸改善事業通知書(第1-4-1号様式)により通知し、住戸改善事業対象市営住宅明渡し依頼書(第1-4-2号様式)により明渡しを依頼する。

(5) 前条第5号に該当する入居者 用途廃止対象市営住宅通知書(第1-5-1号様式)により通知し、用途廃止対象市営住宅明渡し依頼書(第1-5-2号様式)により明渡しを依頼する。

(6) 前条第6号に該当する入居者 老朽化等対象市営住宅通知書(第1-6-1号様式)により通知し、老朽化等対象市営住宅明渡し依頼書(第1-6-2号様式)により明渡しを依頼する。

(7) 前条第7号に該当する入居者 使用停止対象市営住宅通知書(第1-7-1号様式)により通知し、使用停止対象市営住宅明渡し依頼書(第1-7-2号様式)により明渡しを依頼する。

(明渡しの同意)

第5条 対象入居者が市営住宅の明渡しに同意したときは、当該各号に定める明渡し承諾書を市に提出する。

(1) 第3条第1号に該当する入居者 法定建替事業対象市営住宅明渡し承諾書(第2-1号様式)

(2) 第3条第2号に該当する入居者 任意建替事業対象市営住宅明渡し承諾書(第2-2

号様式)

- (3) 第3条第3号に該当する入居者 集約建替事業(用途廃止)対象市営住宅明渡し承諾書(第2-3号様式)
- (4) 第3条第4号に該当する入居者 住戸改善対象市営住宅明渡し承諾書(第2-4号様式)
- (5) 第3条第5号に該当する入居者 用途廃止対象市営住宅明渡し承諾書(第2-5号様式)
- (6) 第3条第6号に該当する入居者 老朽化等対象市営住宅明渡し承諾書(第2-6号様式)
- (7) 第3条第7号に該当する入居者 使用停止対象市営住宅明渡し承諾書(第2-7号様式)

(移転契約)

第6条 前条の規定により対象入居者から明渡し承諾書が提出された場合、市と対象入居者で当該各号に定める往路移転に関する契約書により契約を締結するものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する入居者 浜松市営住宅法定建替事業に伴う往路移転に関する契約書(第3-1号様式)
- (2) 第3条第2号に該当する入居者 浜松市営住宅任意建替事業に伴う往路移転に関する契約書(第3-2号様式)
- (3) 第3条第3号に該当する入居者 浜松市営住宅集約建替事業(用途廃止)に伴う往路移転に関する契約書(第3-3号様式)
- (4) 第3条第4号に該当する入居者 浜松市営住宅住戸改善事業に伴う往路移転に関する契約書(第3-4号様式)
- (5) 第3条第5号に該当する入居者 浜松市営住宅用途廃止に伴う往路移転に関する契約書(第3-5号様式)
- (6) 第3条第6号に該当する入居者 浜松市老朽化等対象市営住宅の用途廃止に伴う往路移転に関する契約書(第3-6号様式)
- (7) 第3条第7号に該当する入居者 浜松市使用停止対象市営住宅の決定に伴う往路移転に関する契約書(第3-7号様式)

2 第3条第1号から第4号に定める対象入居者が復路移転を行う場合、市は当該入居者と復路移転に関する契約書(第4号様式)を締結するものとする。

(移転料)

第7条 市は、対象入居者に対し移転に係る経費として、別表1に掲げる移転料のうち必要な費用を支払うものとする。

2 前項に規定する移転料は、対象入居者から当該各号に定める移転完了届及び請求書の提

出があった場合において、移転の完了を確認した後支払うものとする。

(1) 前条第1項各号による契約に基づく往路移転が完了した場合 往路移転完了届(第5-1号様式)及び請求書(第5-3号様式)

(2) 前条第2項による契約に基づく復路移転が完了した場合 復路移転完了届(第5-2号様式)及び請求書(第5-3号様式)

3 前項の規定にかかわらず、対象入居者の請求により市長が必要と認める場合は、前条に規定する契約を締結した日以降において、その支給すべき額の2分の1を限度として前金払い又は分割払いすることができる。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、その2分の1を超えて前金払い又は分割払いすることができる。

4 前項の規定は、往路移転、復路移転それぞれに適用するものとする。

(住宅の提供)

第8条 市は、住宅の明渡しに伴い他の市営住宅へ移転を希望する対象入居者に対して、現に空家又は移転時に空家となる予定の市営住宅(以下「空き市営住宅」という。)を提供するものとする。

2 第2条第4号に定める再入居を希望する対象入居者においては、空き市営住宅を仮住居とするものとする。ただし、空き市営住宅を仮住居として提供ができないとき、またはその他市長が特別の事情があると認めるときは、民間賃貸住宅等を仮住居とすることができる。

(仮住居の家賃等)

第9条 前条第2項本文の規定により提供した市営住宅の家賃は、条例第13条の規定により決定した家賃とする。ただし、明渡し請求のあった既存市営住宅の家賃を超えるときには、条例第15条第4号の規定を準用し、当該仮住居の家賃は、対象入居者が仮住居に入居する期間に限り、明渡し請求のあった既存市営住宅の家賃を限度とする。また仮住居に入居している期間内に、仮住居への入居時の名義人が退去等し、同居者への入居承継が承認された場合も、当該規定を適用する。なお、仮住居への入居者は、確約書(第6号様式)を市に提出しなければならない。

2 前条第2項後段の規定により対象入居者が賃借する民間賃貸住宅等の月額家賃が、明渡し請求のあった既存市営住宅の家賃を超える場合には、別表2の規定を限度として、市は対象入居者と締結する契約書(第7-1号様式)に基づきその差額を支払うものとする。

また、当該民間賃貸住宅等の入居契約時に必要な経費について、市は対象入居者と締結する契約書(第7-2号様式)に基づき支払うものとする。

3 前項の規定に基づく差額又は経費は対象入居者が民間賃貸住宅等に入居するにあたり、支払いの必要となる日までに同項の契約書に基づき支払うものとする。

4 第1項に規定する確約書(第6号様式)を提出した対象入居者が、再入居しないこととなった場合、市は、既に納付された家賃と、第10条により算出した当該入居者が本来納

付すべき家賃との差額を損害金として請求することが出来る。

- 5 第2項及び第3項の規定により差額又は経費の支払いを受けた対象入居者契約書の規定に反した場合は、当該対象入居者は既に支払いを受けた全額を市に返還しなければならない。この場合において、市は今後第2項に規定する差額についても支払わないものとする。また、復路移転で民間賃貸住宅等を退去するにあたり、その一部又は全てに返戻金があった場合、対象入居者は、市にその額を返還しなければならない。

(家賃の減額)

第10条 対象入居者が他の市営住宅へ住み替える又は第3条第1号から第4号に定める対象入居者が、建替事業等完了後の市営住宅に再入居する場合には、条例第29条の規定に基づき、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第11条に規定される算出方法により家賃の減額を行なうものとする。なお当該家賃の減額を行っている期間内に、住み替え時又は再入居時の名義人が退去等し、同居者への入居承継が承認された場合も、当該規定を適用する。

- 2 市が特に移転を推進する住宅については別途定める要領による。

(敷金)

第11条 対象入居者が他の市営住宅へ住み替える又は第3条第1号から第4号に定める対象入居者が、建替事業等完了後の市営住宅に再入居する場合の敷金は、前条による減額を行う前の移転後の家賃の3月分とする。

- 2 第3条第1号から第4号に定める対象入居者が、市営住宅を仮住居とする場合の敷金は、第9条第1項の規定に基づき決定した仮住居の家賃の3月分とする。

(敷金の返還)

第12条 市は、対象入居者が明渡しの対象となる住宅の明渡しを完了したことが確認された場合、既に納付されている敷金を対象入居者に返還するものとする。

- 2 市は、第3条第1号から第4号に定める対象入居者が仮移転先の市営住宅の明渡し及び復路移転を完了したことが確認された場合、前条第2項に基づき納付された敷金を対象入居者に返還するものとする。

## 附 則

浜松市営住宅住戸改善事業に伴う移転料等の取扱い要綱(平成17年7月1日施行)は、廃止する。

浜松市営住宅の用途廃止に伴う移転料等の取扱い要綱(平成17年7月1日施行)は、廃止する。

浜松市営住宅等の明渡しに伴う移転料等の事務取扱い要綱(平成17年7月1日施行)は、廃止する。

浜松市営住宅建替事業に伴う取扱い要綱(平成17年7月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

	区分	金額
移 転 料	1 移転費	中部地区用地対策連絡協議会監修 損失補償算定標準書により算定する (ただし、特殊な補償については別途 定める。)
	2 電話移設費	
	3 工作物等の移転	
	4 その他必要な雑費	

別表2（第9条関係）

	区分	金額
仮 住 居 家 賃 差 額	1 仮住居家賃から 明渡し住宅の家賃を 除いた額	中部地区用地対策連絡協議会監修 損失補償算定標準書により算定する

第1 - 1 - 1号様式（第4条関係）

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 法定建替事業通知書

下記市営住宅の法定建替が決定したので通知します。

なお、今後は建替計画に従い、市営住宅法定建替事業を実施いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

法定建替事業対象市営住宅



第 1 - 1 - 2 号様式 ( 第 4 条関係 )

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 法定建替事業対象市営住宅明渡し請求書

市営住宅法定建替事業を実施しますので、浜松市営住宅条例第 2 8 条第 1 項の規定により市営住宅の明渡しを請求します。

記

明渡し期限

明渡し対象市営住宅

第1 - 2 - 1号様式(第4条関係)

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 任意建替事業通知書

下記の市営住宅の任意建替事業が決定いたしましたので、通知します。

なお、今後は建替計画に従い、事業を実施いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

任意建替対象市営住宅

第1 - 2 - 2号様式(第4条関係)

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 任意建替事業対象市営住宅明渡し依頼書

市営住宅任意建替事業を実施しますので、市営住宅の明渡しを依頼します。

記

明渡し期限

明渡し対象市営住宅

第1 - 3 - 1号様式（第4条関係）

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

### 集約建替事業（用途廃止）通知書

下記の市営住宅の集約建替事業（用途廃止）が決定いたしましたので、通知します。

なお、今後は建替計画に従い、事業を実施いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

集約建替事業（用途廃止）対象市営住宅

第 1 - 3 - 2 号様式 ( 第 4 条関係 )

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

### 集約建替事業 ( 用途廃止 ) 対象市営住宅明渡し依頼書

市営住宅集約建替事業 ( 用途廃止 ) を実施しますので、市営住宅の明渡しを依頼します。

記

明渡し期限

明渡し対象市営住宅

第1 - 4 - 1号様式(第4条関係)

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 住戸改善事業通知書

下記の市営住宅の住戸改善事業が決定いたしましたので、通知します。

なお、今後は事業計画に従い実施いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

住戸改善事業対象市営住宅

第1 - 4 - 2号様式(第4条関係)

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 住戸改善事業対象市営住宅明渡し依頼書

市営住宅住戸改善事業を実施しますので、市営住宅の明渡しを依頼します。

記

明渡し期限

明渡し対象市営住宅

第1 - 5 - 1号様式(第4条関係)

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 用途廃止対象市営住宅通知書

下記の市営住宅の用途廃止が決定いたしましたので、通知します。

なお、今後は事業計画に従い実施いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

用途廃止対象市営住宅



第 1 - 5 - 2 号様式 ( 第 4 条関係 )

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 用途廃止対象市営住宅明渡し依頼書

市営住宅の用途廃止が決定しましたので、市営住宅の明渡しを依頼します。

記

明渡し期限

明渡し対象市営住宅

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 老朽化等対象市営住宅通知書

下記の市営住宅が老朽化等したため用途廃止が決定いたしましたので、通知します。  
なお、今後は事業計画に従い実施いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

老朽化等対象市営住宅

第1 - 6 - 2号様式（第4条関係）

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 老朽化等対象市営住宅明渡し依頼書

市営住宅の老朽化等に伴い用途廃止が決定しましたので、市営住宅の明渡しを依頼します。

記

明渡し期限

明渡し対象市営住宅

第1 - 7 - 1号様式（第4条関係）

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

## 使用停止対象市営住宅通知書

下記の市営住宅を使用停止住宅と決定いたしましたので、通知します。

記

使用停止対象市営住宅

浜 第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

### 使用停止対象市営住宅明渡し依頼書

市営住宅の老朽化等に伴い使用停止と決定しましたので、市営住宅の明渡しを依頼します。

記

明渡し期限

明渡し対象市営住宅

年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

住所

氏名

### 法定建替事業対象市営住宅明渡し承諾書

市営住宅法定建替事業の実施に伴い、次の市営住宅の明渡しを承諾します。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
団地名、棟番号及び住宅番号	団地 棟 号
備考	名義人氏名：

年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

住所

氏名

### 任意建替事業対象市営住宅明渡し承諾書

市営住宅任意建替事業の実施に伴い、次の市営住宅の明渡しを承諾します。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
団地名、棟番号及び住宅番号	団地 棟 号
備考	名義人氏名：

年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

住所

氏名

### 集約建替事業 ( 用途廃止 ) 対象市営住宅明渡し承諾書

市営住宅集約建替事業 ( 用途廃止 ) の実施に伴い、次の市営住宅の明渡しを承諾します。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
団地名、棟番号及び住宅番号	団地 棟 号
備考	名義人氏名：



年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

住所

氏名

### 住戸改善対象市営住宅明渡し承諾書

市営住宅の住戸改善事業の実施に伴い、次の市営住宅の明渡しを承諾します。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
団地名、棟番号及び住宅番号	団地 棟 号
備考	名義人氏名：

年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

住所

氏名

### 用途廃止対象市営住宅明渡し承諾書

市営住宅の用途廃止の実施に伴い、次の市営住宅の明渡しを承諾します。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
団地名、棟番号及び住宅番号	団地 棟 号
備考	名義人氏名：

年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

住所

氏名

### 老朽化等対象市営住宅明渡し承諾書

市営住宅の老朽化等に伴う用途廃止の実施に伴い、次の市営住宅の明渡しを承諾します。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
団地名、棟番号及び住宅番号	団地 棟 号
備考	名義人氏名：

年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

住所

氏名

### 使用停止対象市営住宅明渡し承諾書

市営住宅の老朽化等による使用停止の決定に伴い、次の市営住宅の明渡しを承諾します。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
団地名、棟番号及び住宅番号	団地 棟 号
備考	名義人氏名：

## 浜松市営住宅法定建替事業に伴う往路移転に関する契約書

浜松市を甲とし、  
を乙として、市営住宅法定建替事業施行のため、乙の居住する市営住宅の明渡し及び往路移転に関し、次のとおり契約を締結する。

### （明渡し対象住宅）

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅名	

### （明渡し）

第2条 乙は、前条に規定する住宅を、  
年 月 日までに、乙の責任と費用負担において明け渡すものとする。

2 前項に基づき、乙は、浜松市営住宅条例施行規則（平成9年浜松市規則第73号）第15条に規定する市営住宅明渡し届を提出するものとし、移転完了後、往路移転完了届（第5 - 1号様式）を提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受けたときは、速やかにその事実を確認するものとする。

### （移転料等の支払）

第3条 甲は、市営住宅の明渡しに伴う移転料等の費用として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円

2 前項に規定する移転料等の支払は、次のとおりとし、甲は乙から請求を受けた日から起算して30日以内に請求された金額を乙に支払う。

契約締結後 金 円  
移転検査完了後 金 円

### （信義、誠実の義務）

第4条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市長

乙

## 浜松市営住宅任意建替事業に伴う往路移転に関する契約書

浜松市を甲とし、  
を乙として、市営住宅任意建替事業施行のため、乙の居住する市営住宅の明渡し及び往路移転に関し、次のとおり契約を締結する。

（明渡し対象住宅）

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅名	

（明渡し）

第2条 乙は、前条に規定する住宅を、  
年 月 日までに、乙の責任と費用負担において明け渡すものとする。

2 前項に基づき、乙は、浜松市営住宅条例施行規則（平成9年浜松市規則第73号）第15条に規定する市営住宅明渡し届を提出するものとし、移転完了後、往路移転完了届（第5 - 1号様式）を提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受けたときは、速やかにその事実を確認するものとする。

（移転料等の支払）

第3条 甲は、市営住宅の明渡しに伴う移転料等の費用として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円  
2 前項に規定する移転料等の支払は、次のとおりとし、甲は乙から請求を受けた日から起算して30日以内に請求された金額を乙に支払う。

契約締結後	金	円
移転検査完了後	金	円

（信義、誠実の義務）

第4条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市長

乙

第 3 - 3 号様式 (第 6 条関係)

浜松市営住宅集約建替事業 (用途廃止) に伴う往路移転に関する契約書

浜松市を甲とし、 を乙として、市営住宅集約建替事業 (用途廃止) 施行のため、乙の居住する市営住宅の明渡し及び往路移転に関し、次のとおり契約を締結する。

(明渡し対象住宅)

第 1 条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅名	

(明渡し)

第 2 条 乙は、前条に規定する住宅を、 年 月 日までに、乙の責任と費用負担において明け渡すものとする。

2 前項に基づき、乙は、浜松市営住宅条例施行規則 (平成 9 年浜松市規則第 7 3 号) 第 1 5 条の規定に規定する市営住宅明渡し届を提出するものとし、移転完了後、往路移転完了届 (第 5 - 1 号様式) を提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受けたときは、速やかにその事実を確認するものとする。

(移転料等の支払)

第 3 条 甲は、市営住宅の明渡しに伴う移転料等の費用として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円

2 前項に規定する移転料等の支払は、次のとおりとし、甲は乙から請求を受けた日から起算して 3 0 日以内に請求された金額を乙に支払う。

契約締結後 金 円  
移転検査完了後 金 円

(信義、誠実の義務)

第 4 条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

(疑義の決定)

第 5 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2  
浜松市長

乙

## 浜松市営住宅住戸改善事業に伴う往路移転に関する契約書

浜松市を甲とし、  
を乙として、市営住宅住戸改善事業施行のため、乙の居住する市営住宅の明渡し及び往路移転に関し、次のとおり契約を締結する。

### (明渡し対象住宅)

第 1 条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅名	

### (明渡し)

第 2 条 乙は、前条に規定する住宅を、  
年 月 日までに、乙の責任と費用負担において明け渡すものとする。

2 前項に基づき、乙は、浜松市営住宅条例施行規則 (平成 9 年浜松市規則第 7 3 号) 第 1 5 条の規定に規定する市営住宅明渡し届を提出するものとし、移転完了後、往路移転完了届 (第 5 - 1 号様式) を提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受けたときは、速やかにその事実を確認するものとする。

### (移転料等の支払)

第 3 条 甲は、市営住宅の明渡しに伴う移転料等の費用として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円

2 前項に規定する移転料等の支払は、次のとおりとし、甲は乙から請求を受けた日から起算して 3 0 日以内に請求された金額を乙に支払う。

契約締結後 金 円  
移転検査完了後 金 円

### (信義、誠実の義務)

第 4 条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

### (疑義の決定)

第 5 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2  
浜松市長

乙



## 浜松市営住宅用途廃止に伴う往路移転に関する契約書

浜松市を甲とし、  
を乙として、市営住宅の用途廃止のため、乙の居住する市営住宅の明渡し及び往路移転に関し、次のとおり契約を締結する。

### (明渡し対象住宅)

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅名	

### (明渡し)

第2条 乙は、前条に規定する住宅を、  
年 月 日までに、乙の責任と費用負担において明け渡すものとする。

2 前項に基づき、乙は、浜松市営住宅条例施行規則(平成9年浜松市規則第73号)第15条の規定に規定する市営住宅明渡し届を提出するものとし、移転完了後、往路移転完了届(第5-1号様式)を提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受けたときは、速やかにその事実を確認するものとする。

### (移転料等の支払)

第3条 甲は、市営住宅の明渡しに伴う移転料等の費用として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円

2 前項に規定する移転料等の支払は、次のとおりとし、甲は乙から請求を受けた日から起算して30日以内に請求された金額を乙に支払う。

契約締結後 金 円  
移転検査完了後 金 円

### (信義、誠実の義務)

第4条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

### (疑義の決定)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市長

乙

浜松市老朽化等対象市営住宅の用途廃止に伴う往路移転に関する契約書

浜松市を甲とし、 を乙として、市営住宅の老朽化等による用途廃止のため、乙の居住する市営住宅の明渡し及び往路移転に関し、次のとおり契約を締結する。

(明渡し対象住宅)

第 1 条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅名	

(明渡し)

第 2 条 乙は、前条に規定する住宅を、 年 月 日までに、乙の責任と費用負担において明け渡すものとする。

2 前項に基づき、乙は、浜松市営住宅条例施行規則(平成 9 年浜松市規則第 7 3 号)第 1 5 条の規定に規定する市営住宅明渡し届を提出するものとし、移転完了後、往路移転完了届(第 5 - 1 号様式)を提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受けたときは、速やかにその事実を確認するものとする。

(移転料等の支払)

第 3 条 甲は、市営住宅の明渡しに伴う移転料等の費用として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円

2 前項に規定する移転料等の支払は、次のとおりとし、甲は乙から請求を受けた日から起算して 3 0 日以内に請求された金額を乙に支払う。

契約締結後 金 円  
移転検査完了後 金 円

(信義、誠実の義務)

第 4 条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

(疑義の決定)

第 5 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2  
浜松市長

乙

第3 - 7号様式（第6条関係）

浜松市使用停止対象市営住宅の決定に伴う往路移転に関する契約書

浜松市を甲とし、  
を乙として、市営住宅使用停止決定のため、乙の居住する市営住宅の明渡し及び往路移転に関し、次のとおり契約を締結する。

（明渡し対象住宅）

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅名	

（明渡し）

第2条 乙は、前条に規定する住宅を、  
年 月 日までに、乙の責任と費用負担において明け渡すものとする。

2 前項に基づき、乙は、浜松市営住宅条例施行規則（平成9年浜松市規則第73号）第15条の規定に規定する市営住宅明渡し届を提出するものとし、移転完了後、往路移転完了届（第5 - 1号様式）を提出するものとする。

3 甲は、前項の届出を受けたときは、速やかにその事実を確認するものとする。

（移転料等の支払）

第3条 甲は、市営住宅の明渡しに伴う移転料等の費用として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円

2 前項に規定する移転料等の支払は、次のとおりとし、甲は乙から請求を受けた日から起算して30日以内に請求された金額を乙に支払う。

契約締結後 金 円  
移転検査完了後 金 円

（信義、誠実の義務）

第4条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市長

乙

## 復路移転に関する契約書

浜松市を甲とし、を乙として、市営住宅建替等の事業の実施に伴う、復路移転に関し、次のとおり契約を締結する。

### （再入居住宅）

第1条 この契約により再入居する住宅は、次のとおりとする。

住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅の棟番号等	

### （移転の時期）

第2条 乙は、前条に規定する住宅に、年 月 日から 年 月 日までに入居するものとする。

### （建替住宅への入居）

第3条 乙は、前2条に規定する移転が完了したときは遅滞なく甲に復路移転完了届（第5 - 2号様式）を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する移転完了届を受領したときは、速やかにその事実を確認するものとする。

### （移転料等の支払）

第4条 甲は、建替住宅への再入居に伴う移転料等の費用として次に掲げる額を乙に支払うものとする。

金 円

2 前項に規定する移転料等の支払いは、次のとおりとし、甲は乙から請求を受けた日から起算して30日以内に請求された金額を乙に支払う。

契約締結後 金 円

移転検査完了後 金 円

### （信義、誠実の義務）

第5条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

### （疑義の決定）

第6条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市長

乙

浜松市長

住所

氏名

## 往路移転完了届

年 月 日をもって次のとおり住宅を明け渡し、移転を完了しましたので届  
出ます。

明 渡 対 象 住 宅	住宅の建設年度及び位置	年度建設 浜松市
	住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
	住宅の棟番号等	
移 転 後 住 宅	住宅の位置	
	住宅の棟番号等	

浜松市長

住所

氏名

## 復路移転完了届

年 月 日をもって次のとおり住宅を明け渡し、移転を完了しましたので届出ます。

移 転 前 住 宅	住宅の位置	
	住宅の棟番号等	
移 転 後 住 宅	住宅の建設年度及び位置	
	住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
	住宅の棟番号等	
	所有者の住所及び氏名	

# 請 求 書

		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金 容 頁											

ただし、  
契約件名

契約金額 ￥

受領済額 ￥

上記の金額を請求いたします。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

口座 振込先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">銀行</td> <td style="width: 30%;">本店(本所)</td> <td style="width: 30%;">当座預金</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>信用金庫</td> <td>支店</td> <td>普通預金</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td>農協</td> <td>支所</td> <td></td> <td>号</td> </tr> </table>	銀行	本店(本所)	当座預金		信用金庫	支店	普通預金	第	農協	支所		号
銀行	本店(本所)	当座預金											
信用金庫	支店	普通預金	第										
農協	支所		号										
刀がナ													
口座 名義													

第6号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

（あて先）

浜松市長

市営住宅 団地 棟 号

入居者氏名  
（住宅名義人）

### 確 約 書

「事業名」の実施に伴い、私は、今後新たに建設される 団地に再入居すること  
を確約いたします。

なお、 団地に再入居する間の仮住居である、市営住宅 団地 棟  
号室に仮入居するにあたり、浜松市営住宅の既存入居者の移転に伴う取扱い要綱の第  
9条により、明渡し請求のあった既存市営住宅の家賃を限度として、家賃の納付を行いま  
すが、 団地に再入居しない場合は、第10条により支払うべき家賃と、私が実際  
に納付した家賃との差額を全額お支払いすることも確約いたします。

### 記

仮移転先の市営住宅

住宅の位置	浜松市
住宅の棟番号等	市営 団地 棟 号室



第7-1号様式(第9条関係)

浜松市営住宅 に伴い民間賃貸住宅等の賃借に関する契約書

浜松市を甲とし、 を乙として、市営住宅 のため、乙が仮移  
転先として賃借した民間賃貸住宅等の家賃の負担に関し、次のとおり契約を締結する。

(明渡し対象住宅)

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住 宅 位 置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅の棟番号等	

(移転先住宅)

第2条 この契約において移転先として対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の位置	
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
部屋番号	

(移転先の家賃に関する経費の支払い)

第3条 甲は、乙が民間賃貸住宅等を賃借するために必要となる明渡し対象住宅との差  
額(以下「家賃差額」という。)について、下記の額を乙に支払うものとする。

月額 金 円

(支払い期間)

第4条 甲が乙に支払う期間は下記とする。

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(家賃差額の請求)

第5条 乙は、第3条に規定する家賃差額について、乙の支払いが必要となる時期に合  
わせ住宅に関する賃貸契約書の写しを添えて、甲に請求することができる。

(家賃差額の支払い)

第6条 甲は第3条の支払いについて、前条の請求を受けた日から起算して30日以内  
に請求された金額を乙に支払う。

2 乙は前項の支払いを受けた場合、その目的どおりに使用しなければならない。

(支払いの報告)

第7条 甲は前条第1項に基づく支払いを行った場合、乙に対し同条第2項に関する報  
告を求めることができる。

2 乙は前項により報告を求められた場合、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(契約の更新)

第8条 第4条に定める支払い期間終了日までに、事業完了後の市営住宅への入居がで  
きない原因が甲に起因する場合は、第4条に定める期間を延長できるものとする。

(再入居)

第9条 乙は、正当な理由がない場合は、事業完了後の市営住宅へ入居しなければならない。

(家賃差額の返還)

第10条 乙はこの契約書の規定に反した場合、第3条の規定に基づき支払われた家賃差額全額を甲に返還するものとする。

2 乙は、第6条に基づく支払いを受けた後、その一部又は全てに返戻金があった場合、乙はその額を甲に返還しなければならない。

(信義、誠実の義務)

第11条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市長

乙

第7-2号様式(第9条関係)

浜松市営住宅 に伴い民間賃貸住宅等を賃借するために必要となる  
経費に関する契約書

浜松市を甲とし、 を乙として、市営住宅 のため、乙が仮移  
転先として民間賃貸住宅等を賃借するために必要となる経費に関し、次のとおり契約  
を締結する。

(明渡し対象住宅)

第1条 この契約の明渡しの対象となる住宅は、次のとおりとする。

住 宅 位 置	年度建設 浜松市
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
住宅の棟番号等	

(移転先住宅)

第2条 この契約において移転先として対象となる住宅は、次のとおりとする。

住宅の位置	
住宅の構造及び規模	m <sup>2</sup>
部屋番号	

(必要となる経費)

第3条 甲は、乙が民間賃貸住宅等を賃借するために入居前に必要な経費は下記の  
額とする。

金 円

(経費の請求)

第4条 乙は、前条に規定する経費について、支払いの必要が生ずる時期に合わせ、甲  
に請求することができる。

2 乙は、前項の請求を行う場合は、支払いが必要となることを証する書面の写しを  
併せて提出しなければならない。

(経費の支払い)

第5条 甲は、第3条の支払いについて、前条の請求を受けた日から起算して30日以  
内に請求された金額を乙に支払う。

2 乙は、前項の支払いを受けた場合、その目的どおりに使用しなければならない。

(支払いの報告)

第6条 甲は、前条第1項に基づく支払いを行った場合、乙に対し同条第2項に関する  
報告を求めることができる。

2 乙は、前項により報告を求められた場合、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(再入居)

第7条 乙は、正当な理由がない場合は、事業完了後の市営住宅へ入居しなければなら  
ない。

(経費の返還)

第8条 乙は、この契約書の規定に反した場合、第3条の規定に基づき支払われた経費全額を甲に返還するものとする。

2 乙は、第5条に基づく支払いを受けた後、その一部又は全てに返戻金があった場合はその額を、甲に返還しなければならない。

(信義、誠実の義務)

第9条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名、押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市長

乙